



たんとうむし



【子どもセンター てんぽ事務局】
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-6 新横浜法律事務所内
TEL:045-473-1959 FAX:045-477-5822

「自立支援」について

事務局長 高 橋 温

てんぽでの活動や、少年審判の付添人として知り合った子どもとの関わりの中で、「自立支援」の意味について考えることがあります。

「自立」を辞書で引くと、「他の助けや支配なしに自分一人の力だけで物事を行うこと。ひとりだち。独立。」と書かれています。確かに、世間一般に自立という言葉は、身辺自立、経済的自立、職業的自立などと言われるときには、ひとりで身の回りのことが出来る状態になっていること（身辺自立）、ひとりで金銭管理が出来る状態になっていること（経済的自立）、その仕事の本来的な業務をひとりで出来る状態になっていること（職業的自立）、等の意味で使われることが多いようです。

しかし、私たち大人は、本当の意味で「自分一人の力だけで」生活しているでしょうか？人にはそれぞれ得手不得手があり、出来ることと出来ないことがあります。たとえば、「仕事はできるけれど料理は全く出来ない」人とか、「仕事も身の回りのことも一通りのことは何でもできるけれどゴキブリ退治だけは無理！」という人は、決して珍しくないと思います。そう考えると、実は、多くの方は家族や知人など、他者と助け合って生きているのではないのでしょうか。

てんぽのシェルターやみずきの家を退所していく子どもたちも、当然ながら、得意なことと不得手なことがあります。そんな彼ら彼女たちが目指すべき「自立」というのは、何でも自分一人で行えるようになることではなく、自分が困ったときに適切に他者に相談・援助を求められることができるという意味ではないかと思っています。また、「支援」については、その子に納得のいくタイミングとペースで支援をしていく難しさを感じることもよくあります。

てんぽの利用者ではありませんが、現在、私が連絡を取っている子どものなかに、中学を卒業してアルバイトをしながら一人暮らしをしている女の子がいます。親はいますが、もう半年以上家に帰ってきていません。彼女から、親に対する想いや、仕事がなかなか見つからないとき、様々なトラブルに巻き込まれたりしたとき等に相談を受けます。私は、一人で生きていくことに困難を感じている彼女に対して、何回か、シェルターへ入所したらどうかと勧めたことがありますが、彼女は、外出や外泊などの自由が無くなる生活は嫌だと言って、今のところ断っています。

子どもを支援しようとするとき、ともすれば大人にとっての、こうした方が良くと思う「正解」を子どもに押しつけがちになりますが、「自立」を目指す10代後半の子どもの支援においては、子どもの選択を手伝い、選択した結果に対する支援をしていくという姿勢が大切だと、ときどき反省しています。最近、私が彼女と会ったときに掛ける言葉は、「何かしてあげられることあるかな？」にしています。

子どもが語る“シェルターと私”に参加して

伊藤 滋己

平成23年5月21日（土），横浜市開港記念会館にて開催された，子どもセンターてんぼシンポジウム・飛び立つために羽を休めてV「子どもが語る“シェルターと私”」に参加いたしました。

初期の頃，ボランティアをして，運営委員会にも参加させていただいておりましたので，5回目を迎えた集会に感慨あらたでした。

活動報告では，高橋温事務局長がこの4年間（平成23年3月末日まで）にてんぼを利用した31人の子供たちについて，表を使いかなり詳しいお話をしてくださいました。

問題は滞在期間の長期化と，次の行き先が見つからないということで，これらの問題は今後も続いていくだろうと思いました。また居場所のない子どもの電話相談の方もこの3年間で件数は増え続けていて，今後の課題として，子ども本人からの相談件数を増やして行きたいと言っておられました。

6月に1周年を迎える自立援助ホームみずきの家の加藤さいホーム長が，1年を振り返って，10代後半の子どもたちが働きながら自立を目指すということの難しさについて，この1年間に起こった出来事を交えながら話してくださいました。

つづいて，シェルター卒業生である子どもたちのインタビューを撮影したビデオ上映がありました。ななさん，りんさん，あきこさん，ゆうこさん，（それぞれ仮名）が担当の弁護士さんの質問に答えるというかたちで出演してくれました。

シェルターで楽しかったことは，「みんなでとった食事。」

つらかったことは，「外部と連絡できなかったこと」

「自由に外出できなかったこと。」

会場はシーンと静まり、参加者はみな真剣な面持ちで聞き入っていました。

4人が抱える背景はそれぞれ違いますが、共に暮らす大人たちに十分に守られてこなかったという共通点を抱えています。しかしてんぽを卒業した今、自分たちの過去を冷静に捉えているという点もまた共通していました。彼女たちの今を支えるものとしててんぽの存在は大きいとインタビューを聴いていて思いました。

第3部では「広げよう！子どものシェルター」と題してパネルディスカッションが行われました。

かながわ女のスペースみずらから阿部さん、カリヨン子どもセンターから理事の川村百合さん、神奈川県中央児童相談所から平野さん、そして子どもセンターてんぽからは理事の東玲子さんが出席して、コーディネーター影山秀人さん（子どもセンターてんぽ理事長）のもと活発な議論が繰り広げられました。

支援が必要な子ども達や女性達が置かれた現状、法的整備の不備、思春期後半の子ども達への支援の難しさ、かつての被害者が加害者となるやるせない虐待の世代間伝達。その中で心に響いたのは阿部さんの“明日忘れられる友でありたい”という言葉です。子供たちのつらい体験と結びついたシェルターや自立援助ホームは、忘れられて初めてその役目が充分果たされるのかもしれないと思いました。忘れられるということはその子どもの血肉となることだと思えます。しかしそれには長い時間がかかるかもしれません。かつて自分を支援してくれた場所を思い出すことがとても間遠になる、そんな時が来るまで支援は続くのだとも思いました。



電話相談事業が4年目突入！！

2008年に開始した電話相談も今年で4年目に突入しました。

開始当初はてんぼへの入所窓口の側面が強かった電話相談ですが、てんぼの収容人数も限られていること、短期施設ではあるものの利用者の滞在長期化の問題が重なり、入所を希望する全ての子供たちがてんぼを利用できるわけではありません。しかしてんぼ入所が出来ないからと言って支援を切るのではなく、てんぼ以外での保護に繋がるようにする為、他関係機関に連絡をするように努めています。

相談者	10年度	09年度	08年度	合計
市役所・区役所	63	24	23	110
女性相談機関	9	2	0	11
弁護士	20	24	14	58
児相	19	12	11	42
学校	3	4	5	12
本人	38	14	4	56
親	10	2	1	13
医療機関	0	0	1	1
民間個人・団体	14	19	8	41
家庭裁判所	0	2	1	3
児童福祉施設	1	2	0	3
県警	1	1	1	3
保護観察所	5	2	0	7
不明	21	0	1	22
合計	204	108	70	382

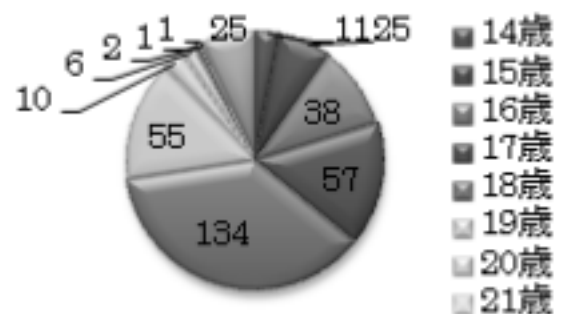
左の表は2008年から2010年の相談者内訳です。2010年に電話相談カードを学校等に配布したこともあり、本人からの問い合わせも増えるようになりました。中には学校から友達と「お試し」としてかけてくるものもあります。例えばお試しでも本当に困った時に、またてんぼに電話してみようと思っただけで貰えるような対応を心がけています。

下の円グラフは2008年から2010年の相談年齢内訳です。半分以上を占めているのが17歳から19歳です。

児童相談所で保護出来る17歳がてんぼを利用する理由の1つは「通学」です。児童相談所の一時保護所からは通学ができません。高校中退では正規の仕事に就くことが難しい為、てんぼに限らず子どもの支援をする人々皆が「高校卒業」をさせたいと強く願っています。てんぼでは親の追跡がない等、外に出ても安全であると判断された子どもはてんぼから毎日学校に通っています。

一番多い年齢はやはり18歳です。児童相談所では保護されない年齢であること、配偶者からの暴力を受けているわけではないことにより、受け皿がすっぽりと抜け落ちます。18歳から20歳と言えば社会的にみれば住まいとお金を与えれば、バイトでもしながら自活ができると思われがちですが、長い間受けてきた親からの暴力による傷と向き合う時間というものは必ず求められます。彼女、彼等をてんぼに保護して欲しいと電話を入れてくる人々は「1人で生活するにはまだ少し早いので、しばらくの間大人が近くで支援をして貰える場所」としててんぼの利用を希望しています。

電話相談で一番大事にしていることは、利用を希望した人がどんなことをてんぼに求めているのかをきちんと理解すること。相談件数が増えるごとに実感しています。



みずきの風

早いもので、みずきの家の活動は2回目の冬を迎えます。

最近、2階のリビングから見える富士の雪化粧は、次第にその美しさを増してきました。ある利用者が「雪を被った富士が好き」と言いました。毎日変化する自然を見ていると、移ろいゆくものの姿に様々な意味を見いだす力を養えるかもしれない、と思ったりします。

12月1日現在、みずきの家の利用者は4名です。来春には2名の利用者がみずきの家を出て、一人暮らしを始めることとなります。自由な暮らしを夢見てワクワク感を抱きながら不安をのぞかせる昨今に、「もう少し…」と言ってあげたくなるのですが、それではみずきの家の生活を卒業できません。あえて一人生活を始めることを勧めています。

先日、「受給200万人働き盛りも」の見出しで、生活保護受給者が急増していると新聞が報じました。生活保護の対象にならないまでも、仕事が少なく、非正規雇用を余儀なくされ、賃金は低く抑えられている状況にあって、今を生きるのはなかなか大変です。そんな社会を生きる彼女たちの未来を想像すると、胸が痛むのです。

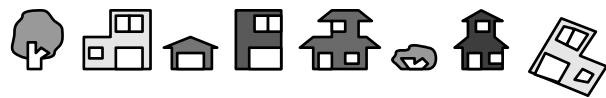
(加藤利明・さい)

子どもの家から

家を飛び出してから半年が経ち、区役所に助けを求めたAさん。私が初めて会った時の印象は「とっても元気ではきはきた前向きな子」。でも、いざ生活が始まると沢山の問題が出て来ました。

幼少期から施設で育っていた過去。発達障がいであるといわれてきたのに、何の支援にも繋がっていなかった現実。てんぼでの生活に慣れること自体に何ヶ月も要しました。その後、青年期以降での発達障がい診断、精神障がい者保健福祉手帳の申請…気付くと4ヶ月が経過し5ヶ月目に突入していたのです。

てんぼに辿り着く障がい者の方の支援

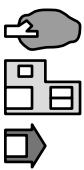


は困難を極めます。本来ならば家族の協力を得ながら地域社会で生きる術を身につけて行くことが重要なのに、まずそのベースになる家がない。心の支えがない。

障がいの問題だけでも大変なのに、被虐待の経験がかれらをがんじがらめにし、他者からの理解を遠ざけて行ってしまうのです。それでも私たちの話に耳を傾け、協力してくれる各関係機関の方々が奇跡的にも集まって来てくれました。

子どもたちが社会で孤独にならないためには、てんぼそのものが社会から孤立せず、多くの関係機関の方々と繋がるのが大事なのだと実感、感謝している毎日です。

(スタッフ)



ご支援ありがとうございます。

子どもセンターてんぼでは、運営にあたり、多くの企業及び個人の皆様から、ご寄付および助成金等の金員及び物品のご支援をいただいています。今年度は現在まで以下のところからご支援をいただきました。

協働事業負担金（神奈川県）、横浜市、ふれあい助成金（横浜市社会福祉協議会）、ともしび基金（神奈川県社会福祉協議会）、NPO法人かながわ子ども未来ファンド、社会福祉法人神奈川新聞厚生文化事業団、メリルリンチ日本証券株式会社、株式会社AOKI、フィリップモリスジャパン株式会社、横浜パイロタリークラブ、生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ、公益財団法人キリン福祉財団、

また、この他にも、多くの団体や個人の方からも、たくさんのご寄付をいただき、大変感謝しております。私たちは、金銭だけでなく子ども達の生活に必要な物品のご寄付もお願いしています。物品のご寄付をいただける場合には、事前に事務局までご一報ください。

今後とも皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

《ご協力のお願い》

てんぼは、すべて会員の入会金・年会費とご寄付等で運営しています。皆様のご入会とご寄付をお願いします。

正会員 入会金5,000円、年会費5,000円

賛助会員 入会金3,000円、年会費3,000円（1口）

寄付 金額の多少に関わらず、大歓迎です☆

【振込口座】

- ・三菱東京UFJ銀行 新横浜支店
普通預金口座 口座番号 0350513
「特定非営利活動法人 子どもセンターてんぼ
理事 影山秀人」
- ・日本郵政公社
口座記号番号 00260-8-133408
特定非営利活動法人子どもセンター てんぼ

【編集後記】

この度、子どもセンターてんぼでは、設立当初より皆様に親しまれてきたリーフレットを改訂し、新しいリーフレットを作成しました！！

今回、ニューズレターと合わせて送付させていただきました。かわいいデザインになっています。

一人でも多くの方々に、子どもセンターてんぼの存在を知っていただきたいと思っておりますので、知人・友人等に配布していただける方は、事務局までご連絡をください。郵送させていただきます。

良いお年をお迎えください。（野口）

【定時総会・イベントのお知らせ】

現在、来年の第6回定期総会及び5周年記念イベントを、横須賀市内で下記の日程で行うことを検討中です。

正式な日時と場所が決まりましたらあらためてご連絡させていただきますので、皆様ご参加ください。

日時：5月19日（土）または
26日（土）午後

場所：横須賀市内

「てんとうむし」は特定非営利活動法人子どもセンターてんぼ事務局が、責任を持って編集・発行しております。本誌に関するご意見等ございましたら、下記までご連絡頂きますようお願い申し上げます。（無断転載はご遠慮下さい。）

【子どもセンター てんぼ事務局】

〒222-0033

横浜市港北区新横浜2-4-6

新横浜法律事務所内

TEL：045-473-1959

FAX：045-477-5822

E-mail：info@tempo-kanagawa.org

ホームページ：http://www.tempo-kanagawa.org/

2011年12月発行